

備後圏域観光振興施策構築支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

備後圏域（広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町及び神石高原町並びに岡山県笠岡市及び井原市）では、2020 年（令和 2 年）に 85.2 万人であった人口が 2040 年（令和 22 年）には 69.4 万人にまで減少することが予想されており、労働力人口や担い手・支え手人口の減少による経済・地域の衰退が懸念されている。

こうした状況の中、備後圏域では、福山市を連携中枢都市とする備後圏域が、各地域の独自性や個性を生かす中で、一体的に発展していくための新たな成長戦略として、第 3 期びんご圏域ビジョンを策定し、地域経済の活性化、都市機能や住民サービスの充実に産学金官民で連携・役割分担しながら取り組んでいる。

同ビジョンでは、観光分野における方向性として、「市町の魅力を生かした広域観光等の推進」及び「インバウンド観光の推進」を掲げており、各市町の特性を生かしながら主要観光地や地域資源を結び付け、一つの観光地にとどまらない圏域内での広域観光を推進するとともに、外国人観光客の受け入れ態勢を充実させるなど、戦略的な観光振興に取り組むこととしている。

これらを踏まえ、備後圏域の市町や観光協会等が備後圏域の観光振興を推進するため、効果的な施策の企画立案に向けたデータを活用した施策構築を実施するための支援を本業務の目的とする。

2 業務概要

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 備後圏域観光振興施策構築支援業務 |
| (2) 業務場所 | 本市が指定する場所 |
| (3) 業務内容 | 別紙「備後圏域観光振興施策構築支援業務委託仕様書」のとおり |
| (4) 業務履行期間 | 契約締結の日から 2026 年（令和 8 年）1 月 31 日まで |

3 委託費

委託費の上限は 1,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市企画財政局企画政策部備後圏域連携推進室

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号

電話：084-928-1295

E-mail：bingo@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2025 年（令和 7 年）7 月 23 日（水）
実施要領等の配付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 23 日（水）から 同年 8 月 1 日（金）まで
質問書受付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 23 日（水）から 同年 7 月 29 日（火）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025 年（令和 7 年）7 月 30 日（水） 市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)
参加申込書の受付期間	2025 年（令和 7 年）7 月 23 日（水）から 同年 8 月 1 日（金）まで
企画提案書の提出者の選定通知	2025 年（令和 7 年）8 月 5 日（火）
企画提案書の受付期間	2025 年（令和 7 年）8 月 5 日（火）から 同年 8 月 12 日（火）午後 5 時まで
プレゼンテーションの実施	2025 年（令和 7 年）8 月 19 日（火）（予定）
企画提案書の選定通知	2025 年（令和 7 年）8 月 20 日（水）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025 年（令和 7 年）7 月 23 日（木）から同年 8 月 1 日（金）

イ 配付場所

(1)に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロードできます。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2025 年（令和 7 年） 7 月 23 日（水） から同年 7 月 29 日（火） 午後 5 時まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式 1）を添付し、(1)担当部局のメールアドレス宛てに電子メールにて提出すること。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 2025 年（令和 7 年） 7 月 23 日（水） から同年 8 月 1 日（金） 午後 5 時まで（郵送の場合は 8 月 1 日 午後 5 時必着）

(2) 提出場所 6 (1) 担当部局に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日）を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

※ 届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数 次のア～シの書類を作成し、各 1 部を提出してください。

（オ及びキからケについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 受付票（様式 2） 1 部

イ 参加申込書（様式 3） 1 部

ウ 実績報告書（様式 4） 1 部

エ 業務の実施体制（様式 5） 1 部

オ 商業登記簿謄本（写しでも可） 1 部

カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算表」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し） 1 部

キ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式 6）を提出すること。） 1 部

ク 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 未納の税額がないこと用）） 1 部

ケ 印鑑証明書（原本） 1 部

コ 使用印鑑届（様式 7）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

1 部

サ 委任状（様式 8）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。） 1 部

シ 誓約書（様式 9） 1 部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7 で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知 2025 年（令和 7 年）8 月 5 日（火）

※参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加資格確認結果の公表 参加資格確認結果については福山市ホームページに公表します。

(3) 参加申込書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

・参加申込書の提出者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について、参加資格の確認を行います。

9 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 2025 年（令和 7 年）8 月 5 日（火）から同年 8 月 12 日（火）午後 5 時まで（郵送の場合は 8 月 12 日午後 5 時必着）

(2) 提出場所 6 (1) 担当部局に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日）を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条に規定する市の休日）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

※ 届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式 10） 1 部

イ 企画書 正本 1 部 副本 5 部

※提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

※PDF データを 6 (1) 担当部局のメールアドレス宛てに電子メールにて、あわせて提出すること。

ウ 見積書 正本 1 部

10 企画提案書の評価及び評価基準

9 で提出された企画提案書をもとに備後圏域観光振興施策構築支援業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 日時 2025 年（令和 7 年）8 月 19 日（火）（予定）

※後日、参加申込書類提出者に通知します。

イ 場所 後日、参加申込書類提出者に通知します。

ウ 企画提案の所要時間

- (ア) プレゼンテーション 15 分程度
- (イ) 評価委員等からの質疑 15 分程度

エ 注意事項

(ア) プレゼンテーション及び質疑応答は対面又はオンラインにて実施します。

※オンラインについては、提案説明時に通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了してください。市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開するものとします。

(イ) 各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。

(ウ) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

(エ) 指定の時間に遅れた場合は、審査の対象となりません。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり。

なお、評価の結果、合計点が 60%未満の者の提案は不採用とする。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者 1 名、次順位者 1 名を特定します。

(4) 評価結果・選定結果の通知

2025 年（令和 7 年）8 月 20 日（水）（予定）

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、福山市ホームページに公表します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日以内に書面（様式は任意）により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面によって行います。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 6 (1) 担当部局に同じ

(イ) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(7) 企画提案書の提出者が 1 者のみ又はいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。企画提案書の提出者が 1 者のみの場合は、当該 1 者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定します。

1 1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

1 2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1 3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。ただし、選定に必要な範囲において複製をする場合があります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めません。

- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成 14 年条例第 2 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を 6 (1) 担当部局に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。